

## 災害時における葬祭用品の供給に関する協定

北海道（以下、甲という。）と北海道葬祭業協同組合（以下、乙という。）は、災害救助法の適用がある災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市町村（以下、丙という。）の業務を支援するため、次のとおり協定する。

- (目的)  
第1条 この協定は、北海道内において災害が発生した場合において、北海道地域防災計画に基づき、甲が乙に葬祭用品の供給について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。
- (要請)  
第2条 甲は、丙からの要請、その他災害時において葬祭用品を供給する必要が生じたときは、乙に協力を要請するものとする。乙は、要請するものとする。甲の要請を受けたときは、丙の指示により指定された遺体収容所等へ葬祭用品の供給等について速やかに措置するものとする。
- (緊急要請)  
第3条 第2条の要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合、甲は、乙の搬送員に対し、直接協力を要請することができる。
- (搬送措置)  
第4条 葬祭用品の搬送は、乙が行うものとする。但し、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講ずるものとする。
- (報告)  
第5条 乙は、第2条の要請に基づいて、葬祭用品を供給したときは、その実施内容を丙に報告するものとする。甲は、この協定に基づく葬祭用品の供給が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に葬祭用品の確保可能数量等の報告を求めることができる。
- (実施細目)  
第6条 協定を実施するために必要な事項については、別に定める。
- (他府県への協力の確保)  
第7条 甲が被災した他の都府県から葬祭用品の供給に関する応援を行うために、乙に葬祭用品の供給に関する協力を要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り甲に協力するものとする。
- (協議)  
第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。
- (適用)  
第9条 この協定は、平成14年3月29日から適用する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成14年3月29日

甲 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道知事 堀 達也

乙 札幌市中央区南16条西9丁目2-5-304  
北海道葬祭業協同組合  
理事長 坂下 成行

## 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目

- (趣旨)  
第1条 この実施細目は、平成14年3月29日に締結した災害時における葬祭用品の供給に関する協定（以下、協定という。）第6条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
2. この実施細目の用語の意味は、協定の例による。
- (葬祭用品の範囲)  
第2条 協定の第1条に規定する甲が供給を要請する葬祭用品の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 内装（衣装、納棺セット等を含む）  
(2) 骨格（衣類、納棺セット等）  
(3) その他必要な事項
- (要請手続)  
第3条 第2条の規定による甲の要請は、次に掲げる次項を明らかにして、文書により行うものとする。緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日文書を提出するものとする。
- (1) 要請する葬祭用品の氏名、数量  
(2) 葬祭用品の品目、数量  
(3) 葬祭用品の氏名、数量  
(4) 葬祭用品の氏名、数量  
(5) 葬祭用品の氏名、数量
2. 甲が乙に要請する文書は、別記様式1のとおりとする。
- (業務計画)  
第4条 乙は、甲の要請があったとき、適切に措置できるよう業務計画を策定するものとし、これを甲に提出するものとする。
- (報告)  
第5条 協定の第5条第1項に規定する報告は、次に掲げる次項を口頭または電話等で速報し、事後、協定第5条第1項に規定する報告書を作成するものとする。
- (1) 供給した葬祭用品の品目、数量  
(2) 供給した葬祭用品の氏名、数量  
(3) 供給した葬祭用品の氏名、数量
2. 乙が甲に報告する文書は、別記様式2のとおりとする。
- (経費)  
第6条 乙が供給する葬祭用品の額は、災害救助法に規定する埋葬費用を限度とする。

別記様式 1

第 号  
年 月 日北海道葬祭業協同組合  
理事長 様

北海道知事

災害時における葬祭用品の供給に関する協力要請について（第 報）

災害時における葬祭用品の供給に関する協定第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請する棺等葬祭用品の 数量、履行期日及び場所	用品名 数 量 期 日 年 月 日 場 所
要請者	職 氏名 連絡先(電話)
市町村担当者	職 氏名 連絡先(電話)
備 考	

別記様式 2

第 号  
年 月 日

様

北海道葬祭業協同組合  
理事長

災害時における葬祭用品の供給に関する実施報告について

災害時における葬祭用品の供給に関する協定第5条に基づき、次のとおり実施内容を報告します。

要請番号	年 月 日付け 第 号(第 報)
供給した棺等葬祭用品の 数量、履行期日及び場所	用品名  数 量  期 日            年   月   日  場 所
従事者氏名	所属・職 氏名 連絡先(電話)
備 考	

## 災害時における葬祭用品の供給に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市町村（以下「丙」という。）の業務を支援するため、次のとおり協定する。

- (目的)  
第1条 この協定は、北海道内において災害が発生した場合において、北海道地域防災計画に基づき、甲が乙に葬祭用品の供給について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。
- (要請)  
第2条 甲は、丙からの要請、その他災害時において葬祭用品を供給する必要が生じたときは、乙に協力を要請するものとする。要請を受けたときは、丙の指示により指定された遺体収容所等へ葬祭用品の供給等について速やかに措置するものとする。
- (緊急要請)  
第3条 第2条の要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合、甲は、乙の役員に対し、直接協力を要請することができる。
- (搬送)  
第4条 葬祭用品の搬送は、乙が行うものとする。但し、乙の搬送経路の確保について、甲は必要措置を講じるものとする。
- (報告)  
第5条 乙は、第2条の要請に基づいて、葬祭用品を供給したときは、その実施内容を丙に報告するものとする。甲並びに丙は、この協定に基づく葬祭用品の供給が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に葬祭用品の確保可能数量等の報告を求めることができる。
- (実施細目)  
第6条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。
- (他府県への応援)  
第7条 甲が被災した他の都府県から葬祭用品の供給に関する応援を行うために、乙に葬祭用品の確保について協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り甲に協力するものとする。
- (協議)  
第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。
- (適用)  
第9条 この協定は、平成17年11月1日から適用する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成17年11月1日

甲 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号  
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会  
会長 吉田 茂 視

## 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目

- (趣旨)  
第1条 この実施細目は、平成17年11月1日に締結した災害時における葬祭用品の供給に関する協定（以下、協定という。）第6条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- (葬祭用品の範囲)  
第2条 協定第1条に規定する甲が供給を要請する葬祭用品の範囲は、次のとおりとする。  
(1) 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む）  
(2) 骨つぼ等その他必要な事項
- (要請手続き)  
第3条 協定第2条の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日文書を提出するものとする。  
(1) 要請を行ったものの職・氏名  
(2) 要請する棺等葬祭用品の品目、数量  
(3) 丙の担当者連絡先  
(4) 履行の期日及び場所  
(5) その他必要な事項
- (業務計画)  
第4条 甲が乙に要請する文書は、別記様式1のとおりとする。
- (報告書)  
第5条 協定第5条第1項に規定する報告は、次に掲げる事項を口頭または電話等で速報し、事後、文書により行うものとする。  
(1) 供給した棺等葬祭用品の品目、数量  
(2) 従事者の氏名  
(3) その他必要な事項
- (経費の額)  
第6条 乙が甲に報告する文書は、別記様式2のとおりとする。
- 第6条 乙が供給する葬祭用品の額は、災害救助法に規定する埋葬費用を限度とする。

別記様式 1

第 号  
年 月 日社団法人全日本冠婚葬祭互助協会  
会 長 様

北海道知事

災害時における葬祭用品の供給に関する協力要請について（第 報）

災害時における葬祭用品の供給に関する協定第 2 条に基づき、次のとおり協力を要請  
します。

電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請する棺等葬祭用品の 数量、履行期日及び場所	用品名  数 量  期 日 年 月 日  場 所
要請者	職 氏名 連絡先（電話）
市町村担当者	職 氏名 連絡先（電話）
備 考	

別記様式 2

第 号  
年 月 日

様

北海道葬祭業協同組合  
理事長

災害時における葬祭用品の供給に関する実施報告について

災害時における葬祭用品の供給に関する協定第5条に基づき、次のとおり実施内容を報告します。

要請番号	年 月 日付け 第 号(第 報)
供給した棺等葬祭用品の 数量、履行期日及び場所	用品名  数 量  期 日            年   月   日  場 所
従事者氏名	所属・職 氏名 連絡先(電話)
備 考	

## 災害時の遺体搬送等に関する協定

北海道(以下、「甲」という。)と社団法人全国霊柩自動車協会(以下、「乙」という。)は、北海道内に災害救助法の適用があった場合において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市町村(以下、「丙」という。)の業務を支援するため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、丙からの要請に基づき甲が行う遺体の搬送に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請及び要請事項の措置等)

第2条 甲は、遺体の搬送について、丙から要請があったときは、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、丙の指示により、丙が設置する遺体安置所等から斎場等へ遺体搬送等について速やかに措置するものとする。

(緊急要請)

第3条 第2条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は乙の会員に対し、直接協力を要請することができるものとする。

(搬送体制の確保)

第4条 甲は、乙の搬送経路の確保等について、必要な措置を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請により協力したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(実施細目)

第6条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年6月23日

甲 北海道  
北海道知事

乙 社団法人全国霊柩自動車協会  
会長



## 災害時の遺体搬送等に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、平成18年6月23日に締結した災害時の遺体搬送等に関する協定(以下、「協定」という。)第6条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意味は、協定の例による。

(要請手続)

第2条 協定第2条に規定する甲の協力要請は、災害時の遺体搬送等要請書(様式1。以下「要請書」という。)により行なうものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は、口頭またはファクシミリ等で行い、その後速やかに当該要請書を乙に送付するものとする。

(会員名簿)

第3条 乙は、協定第3条に規定する業務に協力するために、事前に乙の会員名簿を甲に提出するものとする。

(報告書)

第4条 協定第5条に規定する乙の報告は、災害時の遺体搬送等実施報告書(様式2。以下「報告書」という。)により行うものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は、口頭またはファクシミリ等で行い、後日当該報告書を甲に提出するものとする。

(経費の額)

第5条 乙が行う遺体搬送に要する経費は、原則、災害救助法に規定する埋葬費用を限度とする。

(連絡責任者)

第6条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては社団法人全国霊柩自動車協会北海道支部連合会会長とする。

(適用)

第7条 この実施細目は締結の日から適用する。

この実施細目の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年6月23日

甲 北海道  
北海道知事

乙 社団法人全国霊柩自動車協会  
会長



## 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第 1 条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、北海道（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第 2 3 条 1 項第 1 号に規定する応急仮設住宅をいう。

(所要の手続)

第 3 条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日 その他必要な事項を文書で乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第 4 条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんを行う等可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第 5 条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委託した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第 6 条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査を行い、これを確認したときは、丙の要求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第 7 条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては北海道住宅都市部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第 8 条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年 1 回甲に報告するものとする。

ただし、甲は、必要があると認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第 9 条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年 1 回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第 1 0 条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適 用)

第 1 1 条 この協定は、平成 8 年 1 1 月 1 日から適用する。

この協定を証するため。本書 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

平成 8 年 11 月 1 日

甲 北海道  
北海道知事 堀 達也

乙 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 6 号  
東京倶楽部ビル  
社団法人プレハブ建築協会 会長 辻 昇平

## 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、乙が、大規模な災害等から道民の生命、身体及び財産を守るため行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、北海道内において地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合、又は市町村から援助の要請があった場合等、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- （1）乙の会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）が被災者に民間賃貸住宅の媒介をするときの報酬額については、無償とするよう会員業者に協力を求めること。
- （2）会員業者の媒介業務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。

### （協力の要請等）

第3条 甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- 2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請に可能な範囲で協力するものとする。

### （協力のための準備）

第4条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、相手方に報告しておくものとする。

- 2 乙は、甲からの協力の要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるものとする。

### （経費の負担）

第5条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名（押印）の上、各自その1通を保有する。

平成23年5月2日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 社団法人北海道宅地建物取引業協会  
会 長 豊 田 恒 了

## 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と社団法人全国賃貸住宅経営協会（以下「乙」という。）は、北海道内における地震、風水害その他の大規模災害、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）に必要な民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時等に応急仮設住宅等の設置が必要となった際に、乙に対し、利用可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及び情報提供された民間賃貸住宅への被災者の入居に対する協力又は被災者の入居が可能な住宅の情報の公開を要請できるものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条に基づく要請があった場合、甲に対し、可能な範囲内で、乙の有する民間賃貸住宅に関する情報を提供するとともに、甲が、その情報を基に要請する被災者の入居に対して協力するものとする。

（協議）

第3条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第4条 この協定の有効期間は平成25年3月末日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名（押印）の上、各1通を保有するものとする。

平成24年3月27日

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ

東京都中央区八重洲二丁目1番5号

乙 社団法人 全国賃貸住宅経営協会

会 長 川 口 雄一郎

## 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した道民の住宅の早期復興を支援するために、北海道地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した道民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した道民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

### （住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した道民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、道民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

### （職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から道民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

### （住宅ローン返済中の道民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した道民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

### （周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した道民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市区町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した道民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成**27**年**2**月**23**日から適用する。

なお、北海道知事と住宅金融公庫北海道支店長との間で締結した平成17年4月1日付け「災害発生時における災害復興住宅融資の確保等に関する基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成**27**年**2**月**23**日

甲 北海道  
北海道知事

乙 独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長



災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設木造住宅の建設に関して、北海道（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅であって木造のものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書で乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の会員のあつせんを行い、その他可能な限り甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）に協力するものとする。

(費用の負担)

第5条 住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては北海道建設部住宅局住宅課とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設部（以下「業務担当事務局」という。）とする。

(報告)

第7条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲は、必要があると認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第8条 乙は、本協定に係る業務担当事務局の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、当該名簿に記載された者に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

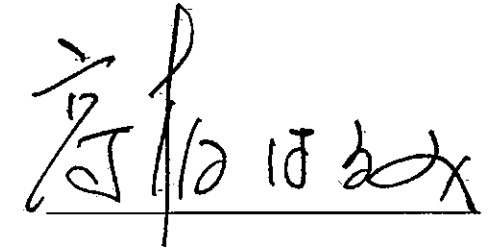
(適用)

第10条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年10月20日

甲 北海道  
北海道知事



乙 東京都中央区八丁堀3-4-10  
京橋北見ビル東館6階  
一般社団法人 全国木造建設事業協会  
代表者 理事長



## 災害時における帰宅者支援に関する協定書

## (目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社壺番屋（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

## (支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

- 2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

## (支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

- 2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

- 3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

## (支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

## (支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号  
乙 株式会社壺番屋  
代表取締役社長 浜島 俊哉

## 災害時における帰宅者支援に関する協定書

## (目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

## (支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

## (支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

## (支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

## (支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

東京都千代田区二番町8番地8  
乙 株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役 山口 俊郎

## 災害時における帰宅者支援に関する協定書

## (目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社北海道ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

## (支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

## (支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

## (支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

## (支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

札幌市白石区流通センター7丁目1番45号  
乙 株式会社北海道ファミリーマート  
代表取締役 西尾 長 幸



## 災害時における帰宅者支援に関する協定書

## (目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社モスフードサービス（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

## (支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

## (支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

## (支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

## (支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

東京都品川区大崎2-1-1  
乙 株式会社モスフードサービス  
代表取締役社長CEO 櫻田 厚

## 災害時における帰宅者支援に関する協定書

## (目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

## (支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

## (支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

## (支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

## (支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月17日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

東京都品川区大崎1-11-2  
乙 株式会社ローソン  
代表取締役社長CEO 新 浪 剛

## 災害時における帰宅者支援に関する協定書

### (目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と株式会社ダスキン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）による交通の途絶により、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

### (支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は甲の各市町村（以下「市町村」という。）は、乙の直営及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されているミスタードーナツ店舗（以下「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

### (支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

### (支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

### (支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月 1 日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 大阪府吹田市豊津町1番33号  
株式会社ダスキン  
代表取締役社長 山村 輝治